

告示第431号

平成23年11月9日付け尾道市告示第423号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行する。

平成26年10月2日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第2項中「平成26年12月31日」を「平成29年12月31日」に改める。